

2022年 1月 12日

No. 557



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



法人税調査件数3分の1に減少も、1件当たり追徴税額2.5倍に増加

国税庁が令和3年11月30日に公表した令和2事務年度の法人税・法人消費税の調査事績によりますと、新型コロナウイルスの影響により、実地調査件数は前年の3分の1に減少したものの、調査1件当たりの追徴税額は2.5倍に増加したことがわかりました。

調査は令和2年2月～3年1月までに事業年度が終了した法人を対象に、あらゆる資料情報と企業から提出された申告書等の分析等から、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人2万5千件（前年7万6千件）に対し令和2年7月～3年6月までの1年間に実施されたものです。

その結果、法人税で2万件、法人消費税で1万6千件に非違が見つかり、申告漏れ所得金額の総額は5286億円（前年7802億円）、追徴税額の総額は1936億円（前年2367億円）と、前年に比べともに減ったものの、調査1件当たりの追徴税額は780万円（前年313万円）と増大しています。

調査結果を踏まえて国税庁では、消費税還付申告法人、海外取引法人等、無申告法人に対する調査を主要な取組みとして捉え、このうち消費税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるとして、特に厳正な調査を実施しており、令和2事務年度は消費税還付申告法人に対し総額219億円を追徴（うち不正還付による追徴は34億円）しています。

消費税不正還付の主な事例として、国内で架空仕入れ（課税仕入れ）を計上するとともに、免税取引となる国外への売上げを架空計上することにより、売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除するとマイナスになることを利用して不正に消費税の還付を受けようとするケースがみられました。

国税庁では、消費税の不正還付を防止するため、法人から税務署に提出された消費税還付申告書について、申告内容に応じて、還付事由の確認のため還付金の支払手続きを保留したうえで厳正な審査を行い、行政指導や実地調査を行っていく方針としています。

「令和2事務年度法人税等の調査事績の概要（令和3年11月）」（国税庁）は、
こちらからご覧いただけます。

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/hojin_chosa/pdf/01.pdf